

【申告が必要な人】

今年の1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方です。

なお、所得税の確定申告をされる方は市民税・県民税の申告は必要ありません。

(所得税の確定申告会場についてはこのページ下部をご覧ください。)

- ・給与・公的年金以外に収入(営業、農業、不動産、配当など)がある。
- ・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする。
- ・昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない。
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ
- ・前橋市外の人の税法上の扶養になっている。 …など

【申告に必要なもの】

- ☐ 個人番号及び身元が確認できるもの ☐ 筆記用具・電卓
 - ☐ 収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
 - ☐ 控除に関する書類(控除証明書など)
 - ☐ 医療費控除の明細書・医療費通知(該当の方のみ)
- ※必要書類を事前に作成していない場合は、受付できません。

【郵送による提出方法】

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。詳しくは本市ホームページをご参照ください。



郵送による提出方法



電子による提出方法

※収入なしかつ控除なしの方は、電子での提出もおススメです。

【所得税の確定申告について】

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋リリカ (3Fリリカホール)	国領町2丁目 14-1	2月16日(月)～3月16日(月)の平日 休日は3月1日(日)のみ開設	午前9時 ～午後4時

《確定申告についてのお問い合わせ》

前橋税務署 電話：027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

確定申告のうち、下記の申告は市役所、支所及び市民サービスセンター会場では受付できません。必ず上記の確定申告会場で申告をしてください。

- 土地や家屋などの譲渡所得 ●株式等の譲渡所得 ●住民税(5%)が引かれている配当所得
- 先物取引所得 ●過年分の申告 ●青色申告 ●損失申告 ●初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告 ●「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を用いて住宅借入金等特別控除を適用したい者の申告 ●準確定申告 ●当初申告を税務署で行った訂正申告
- その他特殊なもの(雑損控除・圧縮記帳・暗号資産・総合利子・少額配当・海外年金や国外金融商品による収入、特定支出等) ●所得税の納税証明書を希望する場合 …など

お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 市民税課 電話：027-898-6203 (直通)